

【 1 】

|         |               |
|---------|---------------|
| 氏名      | 八木充<br>やぎ あつる |
| 学位の種類   | 文学博士          |
| 学位記番号   | 論文博第24号       |
| 学位授与の日付 | 昭和42年5月23日    |
| 学位授与の要件 | 学位規則第5条第2項該当  |
| 学位論文題目  | 律令国家成立過程の研究   |

論文調査委員 (主査) 教授 赤松俊秀 教授 小葉田淳 教授 佐伯 富

論 文 内 容 の 要 旨

この論文は序章のほか、4章と結章とに分かれて、西暦5世紀ごろに始まる律令国家成立過程を詳密に究明する。

第1章は「大化前政治組織」と題し、3節に分けて地方政治組織の発展、品部制の解体過程、大和国家の任那支配と国内政治について論じている。地方政治組織解明の糸口となっている勝姓者集団は、著者が特に注目するものであり、5・6世紀における地方政治組織はそれによって具体的に明らかになった点がある。第2章「律令制地方政治組織の発展」は3節に分かれ、国郡制の成立、国造制成立過程における総領制、律令制村落の形成を主題として論述する。著者の主張で注目されるのは、「庚寅編戸之歳」と呼ばれた持統天皇4年(690)に律令制村落形成の基礎が確立した、とする見解である。律令村落組織の基礎になった里制の沿革については種々の論がなされているが、「庚寅編戸」の事実とその影響が明らかになったことは、重要である。

第3章「律令制における穀稲收取」は「田租制の成立」「律令国家と穀稲收取」の2節に分かれている。「田租制の成立」は、田租制の成立を大化前代におく通説を批判して、同時代の屯倉制における穀稲收取の中核的部分は出挙の收取であった、とし、令制で初めて創設された田租も当初は穎稲で徴収されたが、のちに穀稲で納められるようになった事情を明らかにする。なお問題の多い「令前租法」についても所見を明らかにする。第4章「中央政治機構の成立」は、行政組織の中心をなす太政官制の成立について弁官を中心に論じ、次いで階級組織として重要な律令賤民制の成立について明らかにしている。

結章は大化改新詔の史料的検討と大化・天武持統期の政治史的意義の2節に分かれ、特に前節では論の多い詔に対して独自の見解を表明している。

論 文 審 査 の 結 果 の 要 旨

日本古代国家は大宝元年(701)に制定公布された律令によってその基礎が成立したのであるが、その

胎動期は、はるかにこれをさかのぼり、西暦5～6世紀から徐々にその形成が始まった、と考えられる。その当時については、信頼するに足る史料は少なく、研究が至難なことはいうまでもないが、律令制定の直前、すなわち7世紀当時についても徴すべき史料に乏しく、戦後政治的圧力から解放された古代史研究も、そのために最近ようやく精彩を失いつつある。著者は、研究の基礎である根本史料の検討を怠らず、精密な分析によって得た確実な成果に基づいて、既往の学説を丹念に吟味し、勝姓者の存在を始めとして古代史研究前進の基礎となる幾多の事実を新しく明らかにした。もちろん現在の古代政治史研究の課題はそれによってすべて解決したというのではない。ことに最近では平城・藤原・飛鳥宮跡などで当時文書として使用された木簡の発見が続いている。将来の研究がそれによって影響を受けることは当然考えられる。それにしても著者が現在明らかにした見解は、古代政治史研究に寄与すること少なくないことは明らかである。

よってこの論文は文学博士の学位論文として価値あるものと認める。